

## 核燃料部会の旅費・謝金・参加費内規

制定：平成 16 年 7 月 15 日

平成 22 年 9 月 15 日、第 35 回総会にて改定承認

### 1．旅費

部会主催の研究会・セミナー等の国内外の依頼講演者（以下「依頼講演者」）には必要に応じて旅費・宿泊費を次の通り支給する。但し、企業、特殊法人、大学等において旅費・宿泊費を別途工面できる場合は除くものとする。また、基調講演または特別講演の依頼講演者には、部会長の承認を得て、部会が旅費・宿泊費を負担する。

- (1) 旅費の支払いは、1000km 以内は鉄道運賃を原則とし、100km 以上は特急・新幹線特急料金を加算する。1000km 以上は原則として航空運賃とし、運賃は依頼講演者からの請求に基づく実費とする。また、勤務地または自宅から最寄駅（空港）までの費用も含める。
- (2) 必要に応じて宿泊費（上限 1 泊 1 万円）を支払う。
- (3) 部会主催の研究会・セミナーが原子力学会の春および秋の年会時の部会企画セッションとして開催される場合は、原子力学会員である依頼講演者には、原則として旅費・宿泊費を支払わないものとする。
- (4) 旅費・宿泊費の支払いに関しては案件毎に部会長の承認を得るものとする。

### 2．謝礼

依頼講演者には、次の通り謝礼を支払うこととする。

- (1) 基調講演または特別講演の依頼講演者には、1 時間あたり 20,000 円（予稿集原稿などの資料作成費を含む）を限度として謝礼する。謝礼額は部会長が案件毎に決定するものとする。
- (2) 依頼講演者が核燃料部会員の場合は、講演謝礼は支払わないものとする。
- (3) 依頼講演者が核燃料部会員でない場合には、1 時間あたり 10,000 円（予稿集原稿などの資料作成費を含む）を限度として謝礼する。

### 3．参加費

- (1) 依頼講演者が部会員でない場合は、参加費はいただかないものとする。
- (2) 基調講演または特別講演の依頼講演者には、部会長の承認を得て、参加費はいただかないことにする。

#### 4. その他

- (1) 他の部会と共催で研究会・セミナーを開催する場合の旅費・宿泊費、謝礼および参加費の取扱は、他の部会と協議のうえ定めることにし、案件毎に部会長の承認を得るものとする。
- (2) 部会主催の夏期セミナーに参加の学生が、ポスターセッションを申し込みした場合には学生の活性化のため、部会長の承認のもと旅費・宿泊費の半額を部会が補助する。

#### 5. 変更

- (1) この内規の変更は、運営小委員会での審議を経た後、部会全体会議での承認を要する。